

官公庁業務委託等の受託単価規定

株式会社琉球エコライン

2024年2月1日現在

- (1) この規定は、株式会社琉球エコラインが受託する省エネ関連業務等に関するの人員費単価を定めるものである。
- (2) 業務委託等に対して省エネルギーの支援活動等を行うために、以下の要件を全て満たす者は受託単価規定を定める。
- ① 専門領域における能力・知識・実務経験等を有し、支援活動が行えること。
- ② 以下の表の要件を満たすこと。

省エネルギーに関する技術者	基準時間単価
以下のいずれかを満たすこと ・ 下記の指定する国家資格を有する者 ・ 省エネルギー関連の実務経験を5年以上有し、職務経歴書等で能力・知識・経験等を示せる者	12,000 円
【省エネに関する指定国家資格】 ・ 技術士 ・ エネルギー管理士 ・ 建築士 ・ 建築設備士 ・ ガス主任技術者 ・ 電気工事士(1種) ・ 電気主任技術者 ・ 電気工事施工管理技士 ・ ボイラー・タービン主任技術者 ・ 管工事施工管理技士 その他上記に類する資格	

※基準時間単価は標準単価であり、その事業における業務量・難易度等により調整することがある。

以上